

# 鳥取県地域安全フォーラム開催補助金 の事務手続きについて

## 1. 交付申請提出

(補助事業実施日の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

## 2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

(1) 事業の補助対象経費増額をする場合

(2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

には県の承認が必要です。変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

## 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

## 5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎支払時期は、原則、額の確定後1か月を経過する日までに  
行います。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・くらしの安心推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7183 kurashi@pref.tottori.lg.jp